社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会

定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、大阪市住之江区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

- 第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) 第1号から第3号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 区内の地区社会福祉協議会の育成
 - (8) 住之江区ボランティア・市民活動センターの運営
 - (9) 住之江区善意銀行の運営
 - (10) 住之江区在宅サービスセンターの設置運営
 - (11) 老人デイサービスセンターの設置経営
 - (12) 地域子育て支援拠点事業の受託経営
 - (13) 子育て援助活動支援事業
 - (14) 老人福祉センターの管理運営代行
 - (15) 福祉サービス利用援助事業
 - (16) 生活に関する相談に応ずる事業
 - 17) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名 称)

第3条 この法人は、社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、 効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その 提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、も って地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、大阪市住之江区御崎4丁目6番10号 住之江区在 宅サービスセンター内に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員7名以上30名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員 選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員1名、監事2名、事務局員1名、の合計4名 で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び 不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行 う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成するこ とを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第 9 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した 評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を 有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第12条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 予算及び事業計画の承認
 - (5) 計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び活動収支計算書)及び財産目録並 びに事業報告の承認
 - (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (7) 定款の変更
 - (8) 残余財産の処分
 - (9) 基本財産の処分
 - (10) 社会福祉充実計画の承認
 - (11) 役員等の賠償責任の免除又は一部免除
 - (12) 法人の解散
 - (13) 吸収又は新設合併契約の承認
 - (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び

必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会 長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議 員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。

(決 議)

- 第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議 員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議 を行わなければならない。
- 理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものにかぎる。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとする。

(議事録)

- 第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録 に署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(役員の定数)

- 第18条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理 事 6名以上15名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、1名以上4名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とする。

(役員の選任)

- 第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。 理事及び監事の候補者の推薦の提案は、別に定める規程に基づいて、理事会が行うこととする。
- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

- 第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、 理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の 理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊 の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事 は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を 執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を 執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告 を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のも のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとす ることができる。
- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって 解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬は、これを支弁しない。ただし、理事及び監事には別に 定める規程により費用を弁償することができる。

第5章 顧問・参与並びに相談役

(顧問・参与並びに相談役)

- 第26条 この法人に顧問・参与並びに相談役それぞれ若干名を置くことができる。
- 2 顧問・参与並びに相談役は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問・相談役は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 参与は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 任期については、役員の任期に準ずる。
- 6 前各号のほか、顧問・参与並びに相談役の選任に関する規程は、別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるもの については会長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、常任理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選とする。

(決 議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事、(該当事項について議決に加わることができるもの にかぎる。)の全員が書面または電磁記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当 該提案について意義を述べたときを除く。)

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 会員

(会 員)

- 第33条 この法人に会員を置く。
- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は評議員会において別に定める。

第8章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

- 第34条 この法人に部会又は委員会を置く。
- 2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の 諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第35条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第10章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び、公益事業用財産の3種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1)現 金 3,000,000円
 - (2) 建物 大阪市住之江区御崎4丁目80番地所在の
 - ① 鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建 (家屋番号 8 0番) 建物延床面積 1,285.27 平方メートル
 - ② 附属建物(符号1)集塵庫 鉄筋コンクリート造陸屋根 平屋 延床面積 3.37 平方メートル
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第45条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手 続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただ し、次の各号に掲げる場合には大阪市長の承認は必要としない。
 - (1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行なう同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確 実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載 した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数の 3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 資金収支計算書及び事業活動計算書
 - (5) 計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第42条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。
- 2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会 において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を得なけ ればならない。 (保有する株式に係る決議権の行使)

第44条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権 を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要 する。

第11章 公益を目的とする事業

(種 別)

- 第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、住民が個人の尊厳を保持しつつ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行う。
 - (1) 地域包括支援センターの受託経営
 - (2) 介護予防支援事業
 - (3) 子育て活動支援事業
 - (4) 生活支援体制整備事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得な ければならない。

第12章 解散及び合併

(解 散)

- 第46条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの 解散事由により解散する。
- 2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、 理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により、大阪市長の認可又は 認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 解散(合併又は破産による解散を除く。) した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第48条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により、大阪市長の認可を受けなければならない。

第13章 定款の変更

(定款の変更)

- 第49条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、 評議員会の決議を得て、大阪市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第14章 公告の方法その他

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、社会福祉法人住之江区社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後、遅滞なくこの定款に基づき役員の選任を行うものとし、その任期は、この定款第8条の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

附則

理	事	(会	長)	田	花	_	康
理	事	(副会	除長)	上	野	貞	治
理	事	(副会	⋛長)	長名	川名	登美	長子
常	務	理	事	下	田	三十	占男
理			事	喜	多	正	助
理			事	芳	本		浩
理			事	野	村		勲
理			事	尾	崎	安	之
理			事	斎	藤	松	男
理			事	米	澤	宗	_
理			事	辰	巳		格
理			事	久	保	道	伸
理			事	JII	崎	ホ	モ
理			事	櫻	井	利	勝
理			事	宮	本	光	敏
理			事	大	谷	猪	熊

附則 平成3年12月3日 改正 平成4年6月16日

平成6年7月21日

平成7年5月31日

平成9年5月28日

平成9年9月30日

平成 10 年 2 月 18 日 平成11年9月16日

平成 12 年 9 月 6 日

平成 13 年 6 月 21 日 平成 17 年 10 月 7 日

平成 19 年 1 月 11 日

平成 20 年 2 月 4 日

平成 22 年 7月 21 日

平成 28 年 5 月 16 日 平成 29 年 1 月 19 日

平成 30 年 7 月 6 日 大阪市指令福祉船分 17 号 令和 4 年 2 月 25 日

令和7年11月10日 大阪市指令福祉船分 95 号 大阪市長認可

大阪府指令福祉第 1-7 号 大阪府知事認可

大阪府指令福総第 2-15 号

大阪府指令福総第 9-154 号

(7月17日福指第12-17号府収受)

(3月28日福指第33-1号)

(9年3月28日社援企第68号)

大阪市指令民第 2-130 号 大阪市長認可

大阪市指令民第 2- 54 号 大阪市長認可

大阪市指令民第 2-48 号 大阪市長認可

大阪市指令健福第 2-26 号 大阪市長認可

大阪市指令健福第 8-53 号 大阪市長認可

大阪市指令健福第 571 号 大阪市長認可 大阪市指令健福第 519 号 大阪市長認可

大阪市指令健福第 187 号 大阪市長認可

大阪市指令福祉船分第 11 号 大阪市長認可

大阪市指令福祉船分第 164 号大阪市長認可

定款変更の施行日は平成29年4月1日とする。

大阪市長認可

大阪市指令福祉船分 60 号 大阪市長認可